

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第29回）

日 時：令和3年6月10日（木）13：00～

場 所：知事応接室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）今後の県の対応について

資料2

（3）時短要請に伴う協力金の概要について

資料3

（4）飲食店における第三者認証制度について

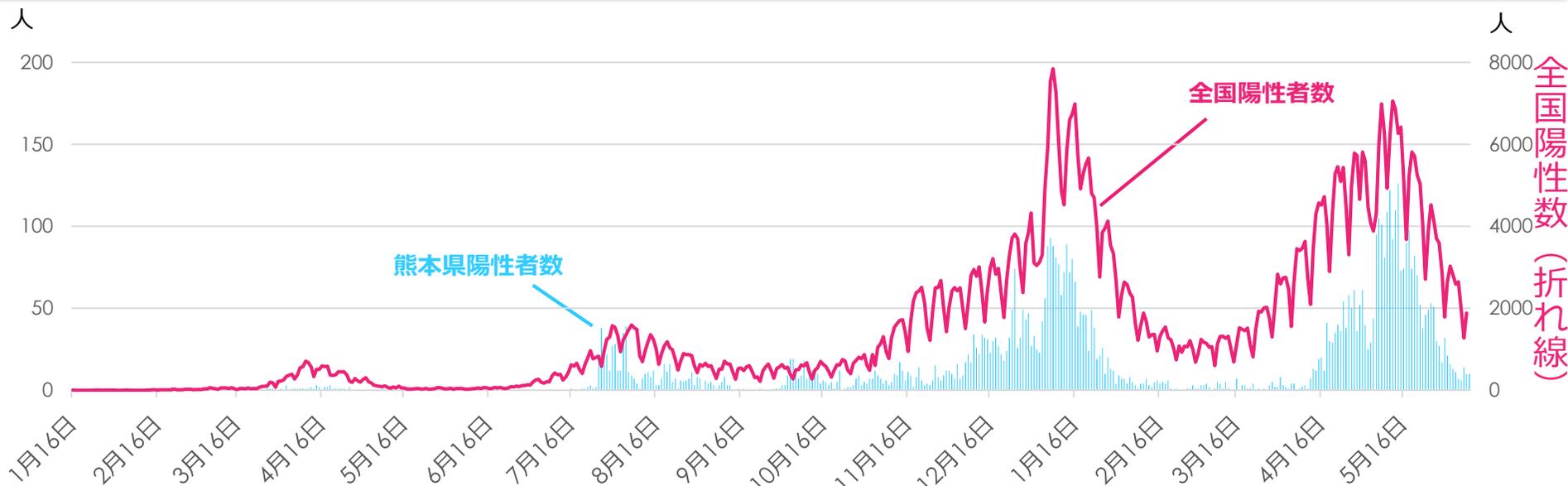
資料4

（5）その他

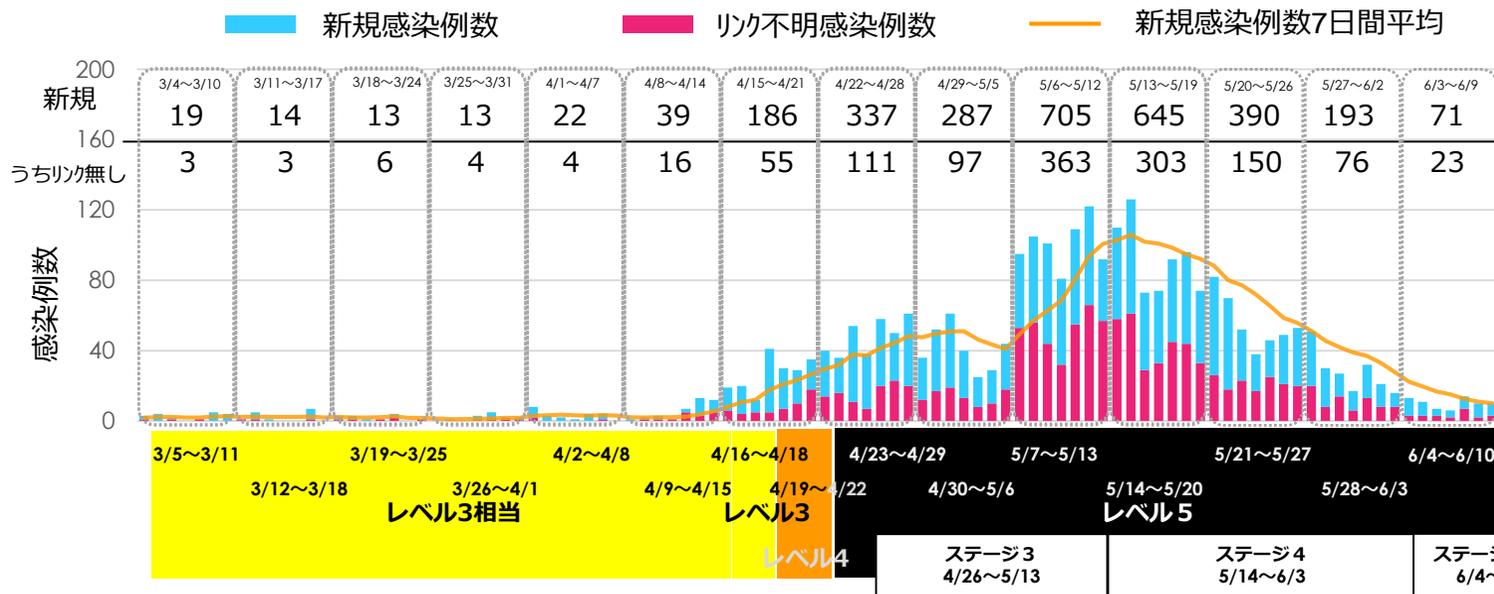
全国と熊本県の陽性確認状況

本県の6月9日までのデータによる
全国のデータは厚生労働省より(6月7日まで)

熊本県陽性例数
(棒)



県内の陽性確認状況とリスクレベル



資料1

※6/3の週は暫定値

各保健所ごとの10万人あたり陽性者数（6月3日～6月9日）

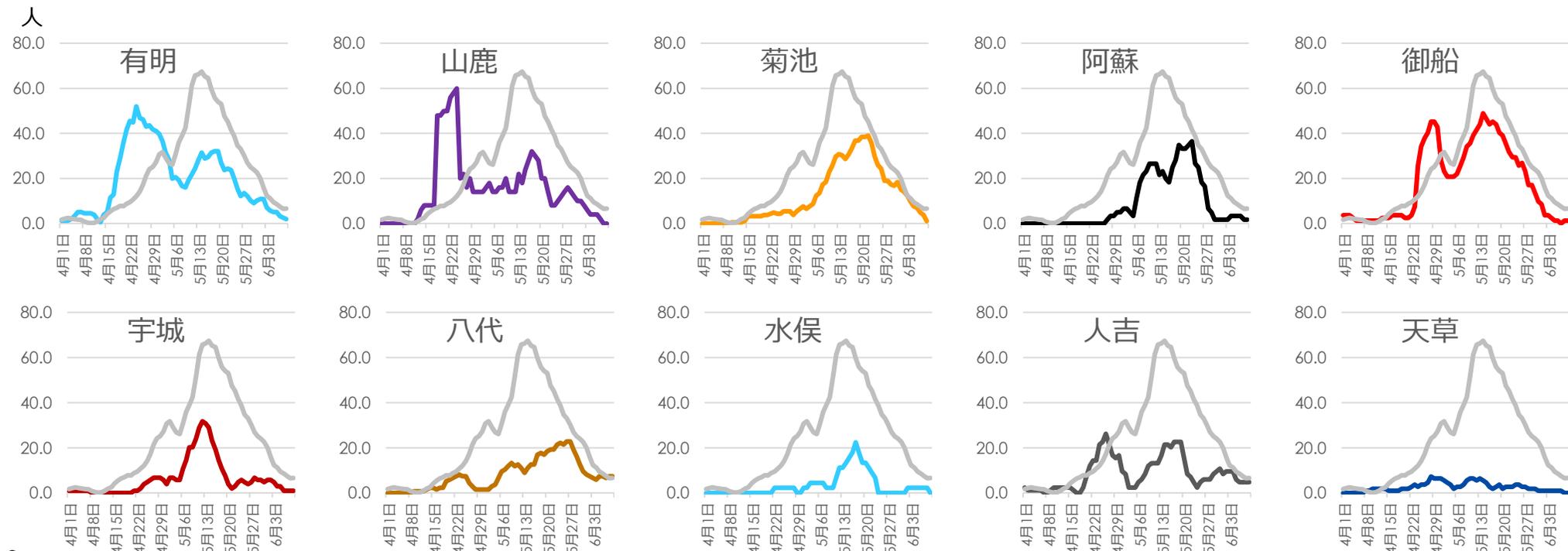
※暫定値

保健所名	新規陽性者数	人口10万人あたり陽性者数
熊本市保健所	49	6.6
有明保健所	3	1.9
山鹿保健所	0	0.0
菊池保健所	2	1.1
阿蘇保健所	1	1.7
御船保健所	1	1.2

保健所名	新規陽性者数	人口10万人あたり陽性者数
宇城保健所	1	1.0
八代保健所	10	7.4
水俣保健所	0	0.0
人吉保健所	4	4.8
天草保健所	0	0.0
合計	71	4.1

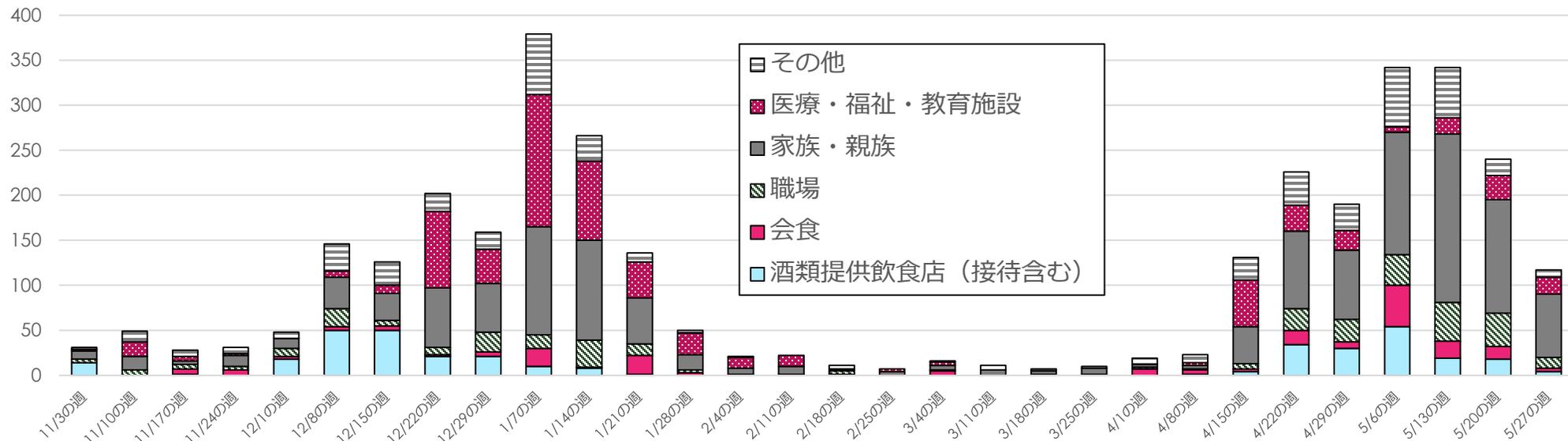
各保健所毎の10万人あたり陽性者数の7日間移動合計推移

※グレーは熊本市保健所



感染経路別陽性者数

(人)



県内の変異株の状況 (熊本市含む)

スクリーニング検査結果 (5/6~6/2の4週間)

スクリーニング検査 (PCR検査)	検査陽性数/検査実施数 (陽性率)
N501Y変異 : アルファ株、ベータ株、ガンマ株、シータ株等が保有する変異	949 / 987 (96%)
L452R変異 : デルタ株等が保有する変異	0 / 72 (0%)

ゲノム解析の結果 (6/7までに報告されたもの)

変異株	はじめに検出された国	確認数
アルファ株 (B.1.1.7系統)	英国	251
ベータ株 (B.1.351系統)	南アフリカ	0
ガンマ株 (P.1系統)	ブラジル	0
シータ株 (P.3系統)	フィリピン	0
デルタ株等 (B.1.617系統)	インド	0

※患者の新型コロナウイルス陽性確定日別に集計 (6月7日時点)。
集計時点が異なることで、これまで公開の資料と数値が異なる場合がある。

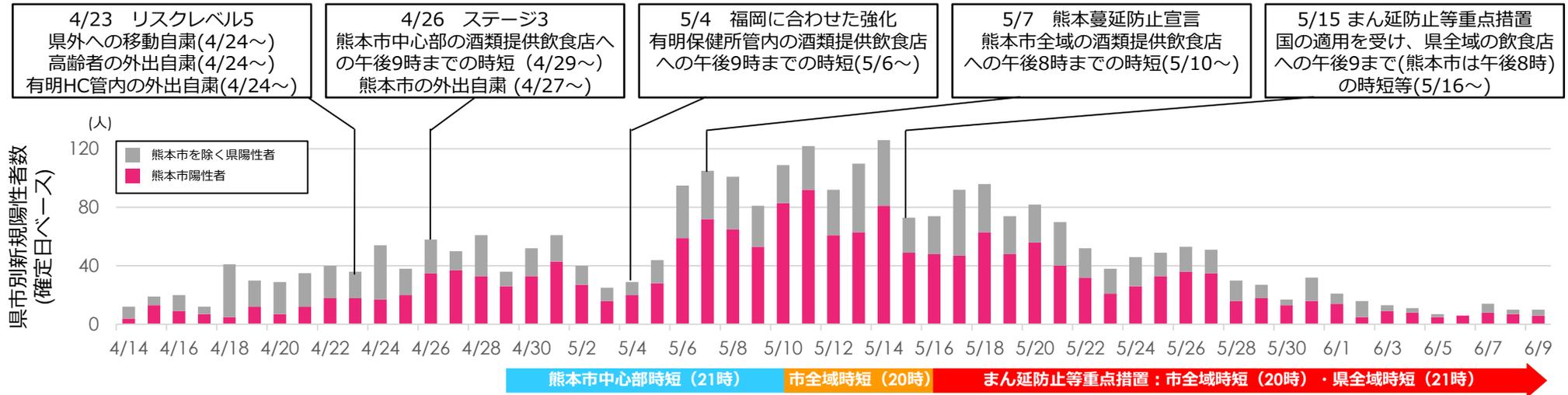
県内の感染状況の指標

※感染経路不明割合は各時点での調査結果に基づく

	医療提供体制等の負荷				感染の状況				早期探知 指標 新規陽性者数の 前週今週比 今週先週比が 1.0を超える状況 が継続する場合 には注意が必要
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③検査陽性率		④新規 陽性者数	⑤感染経路 不明割合	
	入院医療		重症者用病床		行政検査	医療機関含む※ ²			
	確保病床使用率	入院率※ ¹	確保病床使用率	週移動平均		週合計	直近一週間		
ステージ4	50%以上	25%以下	50%以上	524人以上	10%以上		437人以上	50%以上	
ステージ3	20%以上	40%以下	20%以上	349人以上	5%以上		262人以上	50%以上	
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階								
ステージ1	医療提供体制に特段の支障がない段階								
6月9日：暫定	30.4%	80.1%	25.0%	226人	8.2%	1.6%※ ³	71人	23人(32.4%)※ ⁴	0.37
6月2日	47.3%	57.0%	48.2%	493人	10.7%	3.3%	194人※ ⁵	77人(39.6%)※ ⁵	0.50※ ⁵
5月26日	62.8%	43.2%	42.4%	727人	14.6%	—	390人	150人(38.5%)	0.60
5月19日	56.2%	32.1%	39.0%	879人	15.6%	—	645人	303人(46.9%)	0.91
5月12日	49.3%	31.9%	33.9%	771人	19.1%	—	705人	363人(51.5%)	2.46
5月5日	42.4%	42.3%	27.1%	504人	11.5%	—	287人	97人(33.8%)	0.85
4月28日	40.2%	48.4%	15.3%	419人	11.0%	—	337人	111人(32.9%)	1.81

- ※1 療養者数が人口10万人あたり10人以上（174人）の場合に適用
- ※2 県内医療機関における遺伝子・抗原検査数を含む陽性率
- ※3 6月8日時点の値
- ※4 調査途中の情報（6月10日）に基づく暫定値
- ※5 追加の陽性者が報告されたことにより、6月4日公表リスクレベル資料より修正

今後の県の対応について



方針

強い対策は、国分科会が定める【ステージ2】が見通せる水準になるまで継続する必要

新規陽性者の状況

- 【感染の傾向】 熊本市の占める割合が高く、熊本市の減少に続き県全体でも減少しステージ2水準。減少傾向にある。
- 【人流の状況】 熊本市中心部の夜間人流は低い水準が継続。
- 【感染の経路】 飲食店や会食のクラスターは頻発(第4波全体の約半数)し、家庭内感染等に波及。一方、第3波で見られた高齢者施設等への大きな波及は見られていない。

医療提供体制の状況

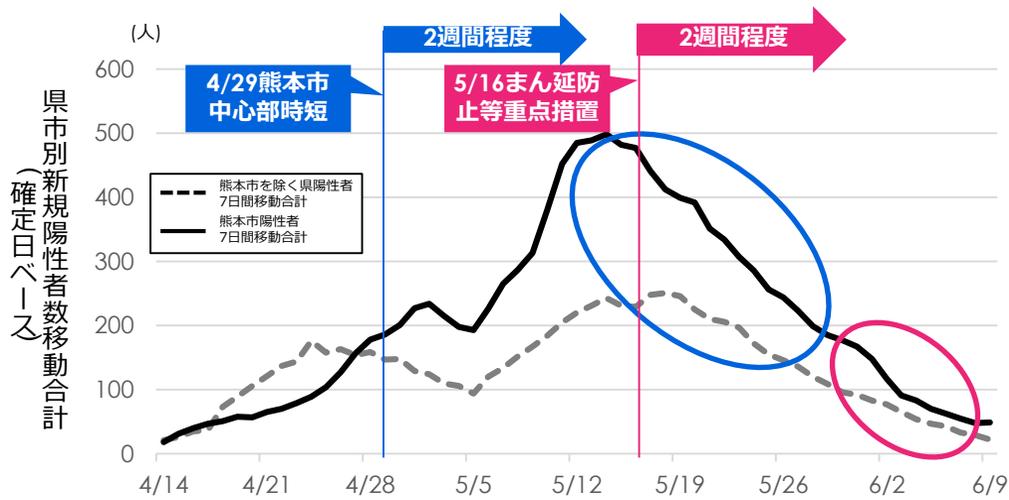
- 【病床使用率】 6月1日から受入病床(平時)の拡充(505床→598床)や新規感染者数の減少により減少傾向だが、6月9日時点で、熊本県全域は30.4%(ステージ3相当)、熊本市は52.7%(ステージ4相当)と高い水準。
熊本市がステージ2水準(20%)に下がる見通しは6月30日前後と推計。

- ・ 県民・事業者の皆様の御協力により、新規陽性者数は大きく減少
- ・ 県民の生命・健康を守るためには、医療の逼迫を解消することが必要
- ・ 病床使用率が十分に下がるまで、再増加を起こさない対策の継続が必要

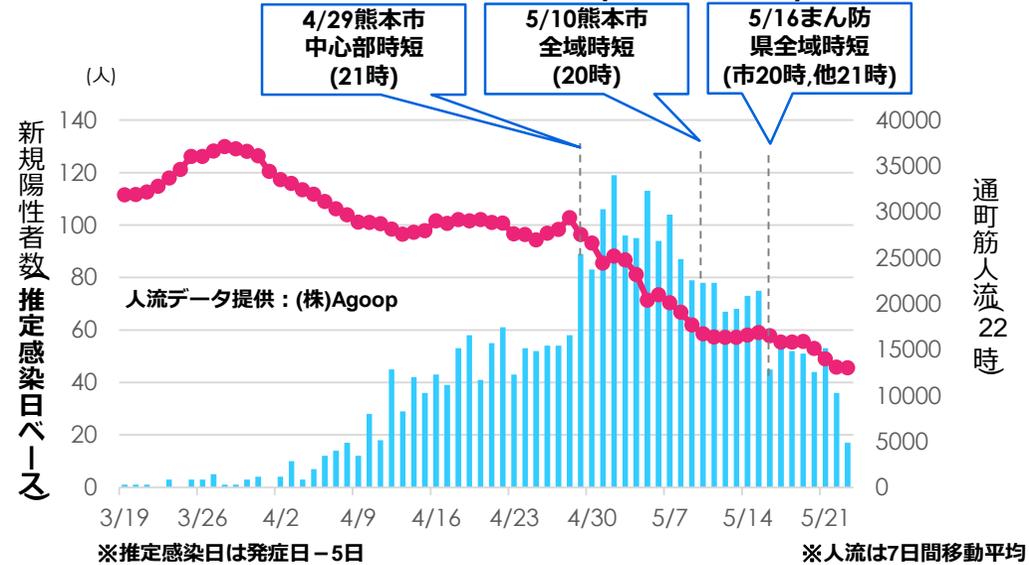
対応

医療を守るため、**熊本市を中心とした強い対策(一部緩和)を6月30日(水)まで継続する**

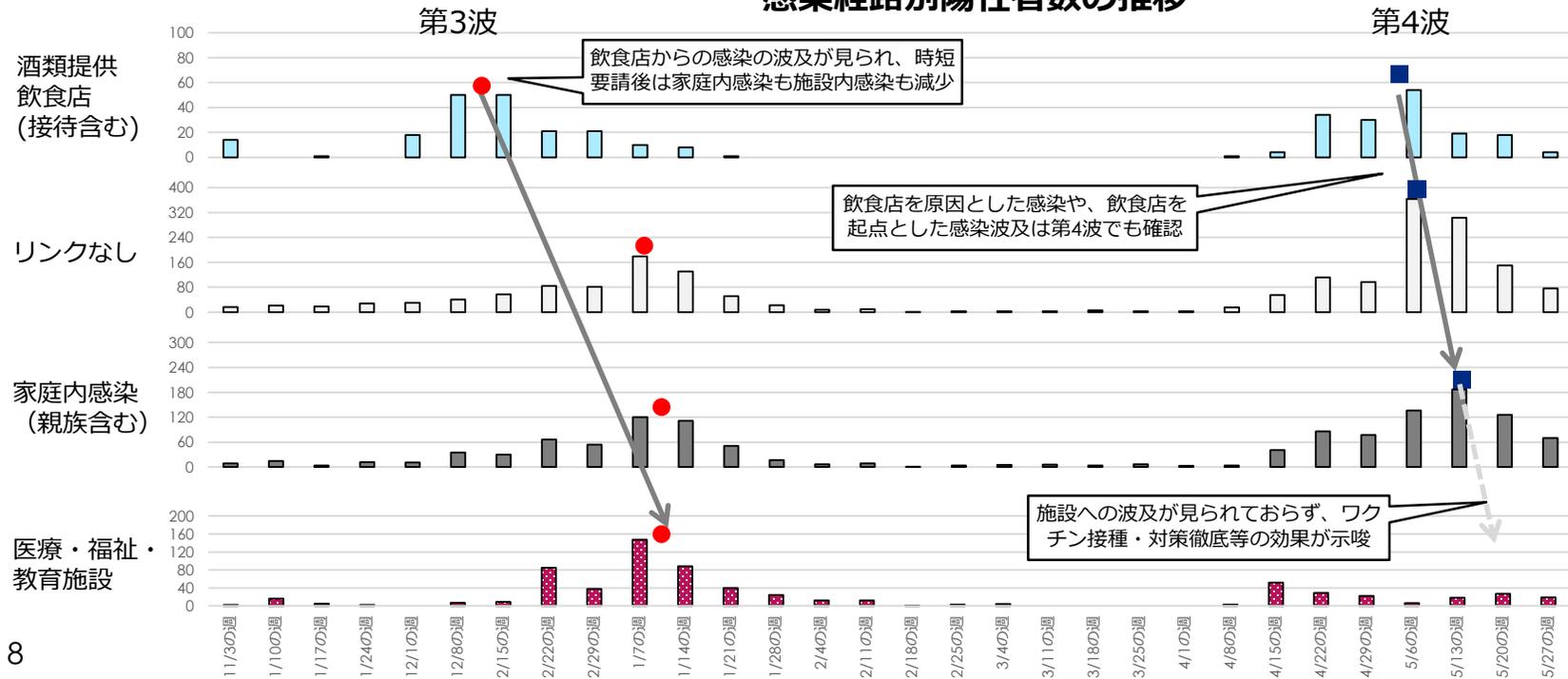
県・熊本市の陽性者数の推移(7日間移動合計)



夜間人流と陽性者数(推定感染日)



感染経路別陽性者数の推移



国分科会は、次の理由から繁華街における飲食を介しての感染を感染拡大の重要な要素としている。

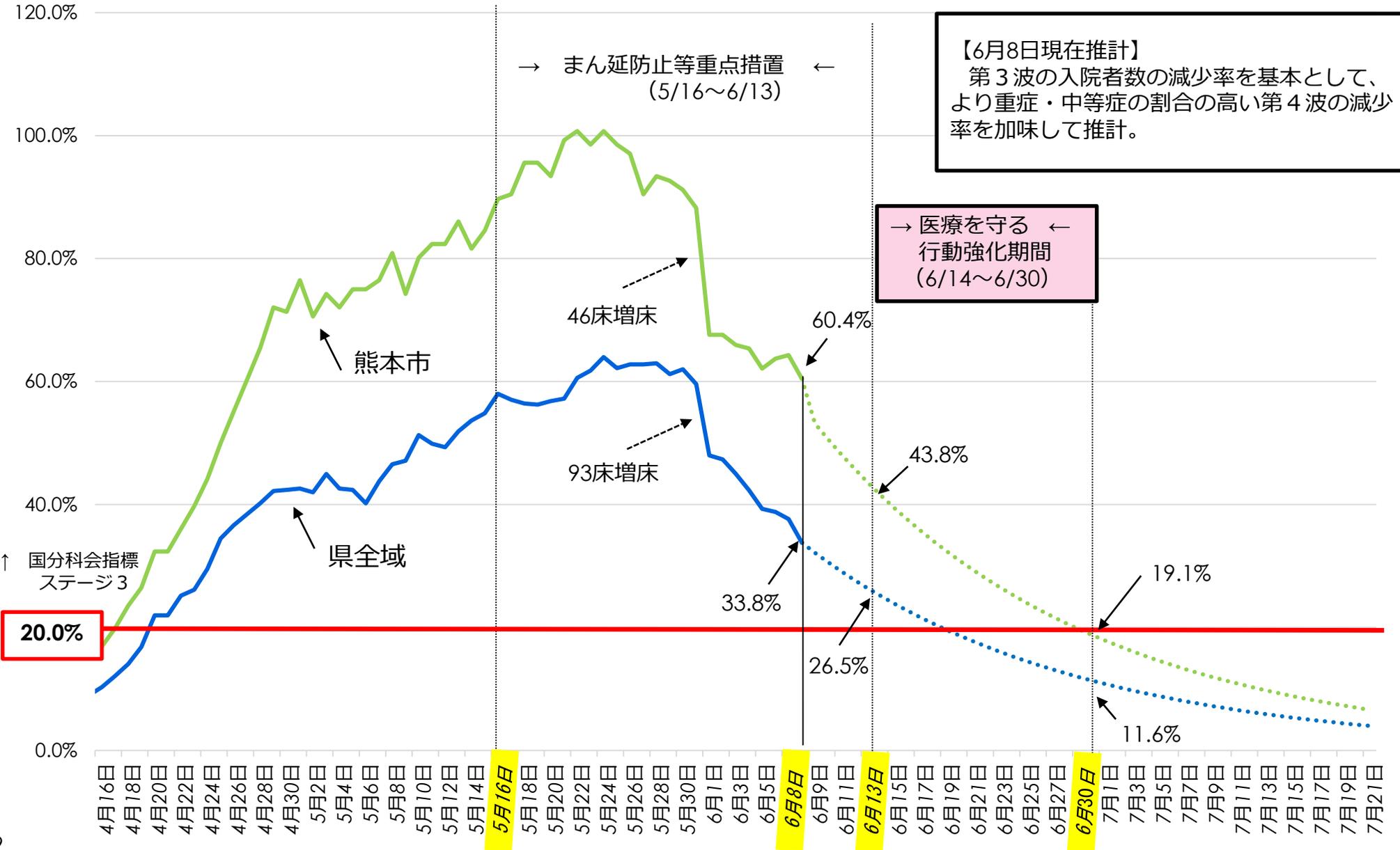
理由①
飲食店でのクラスター発生が多い

理由②
飲食店での感染拡大が家族内感染や施設内感染に波及する

理由③
海外の分析では、レストランの再開は感染拡大に繋がる(Nature, 2020 Nov 10.)
(令和2年12月23日第19回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料)

本県の第3波、第4波でも①、②が確認されており、再増加防止のためには飲食店への時短要請を行うことが重要

本県の病床使用率（県全域・熊本市）の推計



県独自の「医療を守る行動強化期間」として、熊本市を中心とした強い対策を継続する。

- ・期間は、熊本市の病床使用率がステージ2の水準（20%未満）に下がる見通しの6月30日(水)までとする。
（ただし、期間中に熊本市の病床使用率が20%を下回ることが確実になった場合には、途中でも当該対策を解除）
- ・時短要請の区域と対象施設は、熊本市全域の酒類提供飲食店とし、午後9時までの時短を要請する。

赤字：変更する対策
青字：終了/緩和する対策

【熊本市の対策の比較】

	まん延防止等重点措置 5月16日～6月13日	医療を守る行動強化期間 6月14日～6月30日
県外移動	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての県外への不要不急の移動※を控える （特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての県外への不要不急の移動※を控える （特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置適用区域との往来は厳に控える）
外出	<ul style="list-style-type: none"> ・日中も含めた不要不急の外出※の自粛要請（午後8時以降は徹底） ・午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請 ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請 ・外出時の感染防止対策を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中も含めた不要不急の外出※の自粛要請（午後9時以降は徹底） ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請 ・外出時の感染防止対策を徹底する
会食	<ul style="list-style-type: none"> ・4つのステップの遵守 等 	同左
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市の全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 ・飲食店に対する酒類提供・持ち込みの自粛要請 ・飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛要請 ・「入場者の整理」「マスク着用の徹底」などの事業者への要請 ・県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市の酒類提供飲食店に対する午後9時までの営業時間の短縮要請 （酒類提供のオーダーストップは午後8時30分） ・県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底 ・感染防止対策を徹底している飲食店の認証制度の運用開始
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時及び映画館は午後9時まで）とする要請 ・1000㎡以下の施設は開館時間を午後9時までとする協力依頼 ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底と、入場整理等の実施をホームページにおいて周知するよう協力依頼 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の要請 ・テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼 ・職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の要請 ・テレワークの推進等の協力依頼 ・職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは上限5,000人、開催時間の短縮（午後9時まで）要請 ・県主催イベントの中止または延期 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの上限人数を5,000人とする要請 ・県主催イベントの中止または延期
県有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設を基本的に休館し、予約済みのものについても、開館時間を午後8時（イベント開催時は午後9時）まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設を基本的に休館（図書館は除く）
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じた時差登校、時間短縮、臨時休校、オンライン授業の実施等を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を含む学校に対し、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動の自粛の検討を依頼 ・部活動において対外活動の制限を依頼

※ … 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

【熊本市以外の区域の対策の比較】

赤字：変更する対策
青字：終了/緩和する対策

	まん延防止等重点措置 5月16日～6月13日	医療を守る行動強化期間 6月14日～6月30日
県外移動	<ul style="list-style-type: none"> 全ての県外への不要不急の移動※を控える (特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える) 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての県外への不要不急の移動※を控える (特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置適用区域との往来は厳に控える)
外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出※の自粛要請(午後9時以降は徹底) 路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請 外出時の感染防止対策を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等とその家族は不要不急の外出※を控える 外出時の感染防止対策を徹底する
会食	<ul style="list-style-type: none"> 4つのステップの遵守 等 	同左
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 全ての飲食店に対する午後9時までの営業時間の短縮要請(酒類提供・持ち込みは午後8時30分まで) 県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底 感染防止対策を徹底している飲食店の認証制度の運用開始
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間を午後9時までとする協力依頼 入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底と、入場整理等の実施をホームページにおいて周知するよう協力依頼 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドライン遵守の要請 テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼 職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドライン遵守の要請 テレワークの推進等の協力依頼 職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼
イベント	<ul style="list-style-type: none"> イベントは上限5,000人、開催時間の短縮(午後9時まで)要請 県主催イベントの中止または延期 	<ul style="list-style-type: none"> イベントの上限人数を5,000人とする要請 県主催イベントの中止または延期
県有施設	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設を基本的に休館し、予約済みのものについても、開館時間を午後8時(イベント開催時は午後9時)まで 	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設を基本的に休館(図書館は除く)
学校	<ul style="list-style-type: none"> 大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じた時差登校、時間短縮、臨時休校、オンライン授業の実施等を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 大学を含む学校に対し、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動の自粛の検討を依頼 部活動において対外活動の制限を依頼

※ … 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

熊本市内の入院受入医療機関における緊急時確保病床活用の取扱いについて

【経緯】

- ・5月下旬、熊本市内の医療機関の病床使用率は100%前後で推移し、県調整本部による市外の医療機関への広域調整が急増。
- ・熊本市内の受入病床は6月1日から拡充(136床→182床)されるものの、県では更なる増床が必要と判断し、県・市専門家会議の意見も踏まえ、5月26日に、市内の医療機関へ緊急時確保病床(30床)の活用を依頼。

【直近1週間の状況】

- ・病床の拡充及び新規感染者数の減少により、病床使用率も減少傾向。50%台へ。
- ・県調整本部による広域調整も減少。

【緊急時確保病床の今後の取扱い】

- ・緊急時確保病床は医療機関及び県民へ負担を強いる時限の緊急避難的措置。
- ・直近1週間の状況を踏まえ、**6月13日で「まん延防止等重点措置」が解除された場合、同日をもって熊本市内の医療機関への緊急時確保病床の活用依頼を終了する。**

直近1週間(6/3~6/9)の状況

(単位：病床数＝床、入院数＝人、使用率＝%)

確保 病床数	6月3日		6月4日		6月5日		6月6日		6月7日		6月8日		6月9日	
	入院数	使用率												
182	120	65.9	119	65.4	113	62.1	116	63.7	117	64.3	110	60.4	96	52.7

(参考) 5/20~5/26の状況

確保 病床数	5月20日		5月21日		5月22日		5月23日		5月24日		5月25日		5月26日	
	入院数	使用率	入院数	使用率	入院数	使用率	入院数	使用率	入院数	使用率	入院数	使用率	入院数	使用率
136	127	93.4	135	99.3	137	100.7	134	98.5	137	100.7	134	98.5	132	97.1

飲食店に対する時短要請協力金の概要

熊本市全域の酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

1 要請期間

令和3年6月14日(月)午後9時～令和3年7月1日(木)午前5時

2 対象区域

熊本市全域

3 対象者

午後9時以降も営業している酒類を提供する飲食店等(約4,400店舗)

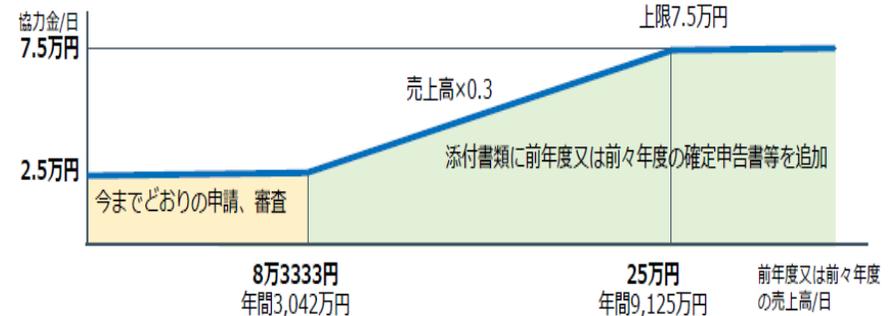
4 要請内容

営業時間を午後9時までに短縮(酒類提供のオーダーストップは午後8時30分まで)

5 交付額

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円



<大企業(売上高減少方式)> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

◇コールセンター：

平日午前9時～午後5時

Tel：096-333-2828

(6月12日(土)、13日(日)は対応)

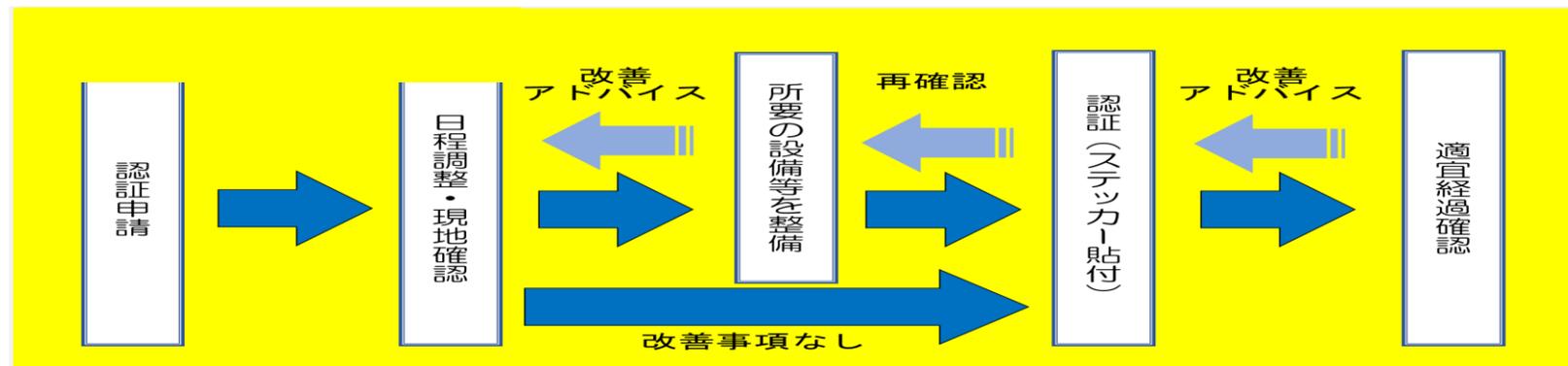
飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の創設

熊本県では、国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って本県独自の認証基準を定め、感染リスク最小化に向けた新たな認証制度を**令和3年6月14日(月)からスタート**します。
 認証後、「安心して会食を楽しめる飲食店」として、積極的なPRを行っていきます。

認証基準

①「アクリル板等の設置（座席等の間隔の確保）」、②「手指消毒の徹底」、③「飲食時以外のマスク着用の推奨」、④「換気の徹底」を含む**全38項目**の感染防止対策に取り組む店舗。

認証の流れ



【認証申請中 貼紙】 → 【認証ステッカー】

